

## 稲城市インターンシップ実施要綱

制定 令和元年6月25日

### (目的)

第1条 この要綱は、稲城市インターンシップ（以下「インターンシップ」という。）の実施を通じ、学生に対して稲城市（以下「市」という。）における就業体験（以下「実習」という。）の機会を与えることにより、学生の職業意識の向上をさせるとともに、市政に対する理解を深めることを目的とする。

### (学生の受入れ手続等)

第2条 教育機関は、その教育の一環として市における学生の実習を希望するときは、市長に対して平成31年度稲城市インターンシップ参加推薦書（別記様式1）を提出しなければならない。

2 市長は、教育機関から前項の推薦書の提出があったときは、次に掲げる事項に留意して、実習を希望する学生を選考し、受入れの可否を教育機関に通知する。

(1) 学生が希望する実習の内容が、市で予定している実習テーマと合致していること。

(2) 教育機関において、事前の学習やインターンシップ終了後の評価等、実習を効果的に実施するための措置を講じていること。

(3) 市の業務執行に支障がないこと。

3 市長は学生の受入れを決定した場合は、稲城市インターンシップに関する協定書（別紙様式2）により当該教育機関と協定を締結する。

### (賃金等)

第3条 市は、実習の受入れを決定した学生（以下「実習生」という。）に対して、賃金、報酬、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しない。

### (実習生の身分)

第4条 実習生は、教育機関の学生としての身分を有し、市職員としての身分を有しない。

### (実習に専念する義務)

第5条 実習生は、実習時間中は市職員の指示に従うとともに、実習に専念しなければならない。

### (信用失墜行為の禁止)

第6条 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

### (秘密を守る義務)

第7条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生は、前項に反して報告又は論文を書いてはならない。

3 実習生は、市の文書を引用して作成した実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得るものとする。

(実習期間中における事故責任等)

第8条 実習期間中における事故等に関しては、教育機関及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。

2 教育機関及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、教育機関及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

(実習生の提出書類)

第9条 実習生は、前4条から前条までの規定を遵守することを誓約するため、市に対して誓約書(別紙様式3)を実習の前までに提出しなければならない。

(実習の中止)

第10条 市は、実習生が前5条から前7条までの規定に違反する行為を行ったときは、当該実習生の実習を中止することができる。この場合、市は当該実習生が所属する教育機関にその旨を通知するものとする。

(実習の証明)

第11条 市は、教育機関が実習生の実習内容等について証明を求めたときは、これに応じるものとする。

(その他別に定める事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関して必要な事項は、別に定める。